

資料1 死亡事故に遭われた保護者からのお手紙

私は、平成22年10月に愛知県内の認可保育所で起こった事故で、当時1歳の息子を亡くしています。「おやつをのどに詰ませた」と保育所は説明していましたが、その後、私たち両親が保育士らへの聞き取りを粘り強く行ったところ、保育士が見守りを怠っており、おやつを詰ませたかどうかは定かではないことがわかりました。さらには、自治体と保育所が児童福祉施設最低基準の解釈を誤って運用した結果、事故当時、園児一人当たりの面積が国の基準3.3㎡を下回る2.77㎡しかなかったこともわかりました。保育士らへの聞き取りから、事故当時の保育環境は、多くの園児たちでごった返し、混乱したものだだったことがうかがえました。こうした環境で、適切な見守りが行われていませんでした。

事故の背景には、最低基準を下回る「詰め込み保育」の問題があると、報道でもたびたび指摘されています。平成23年10月28日付で厚労省から発出された通知(最低基準の解釈を明確化)は、この事故を契機に最低基準の解釈に問題がある自治体が多いと判断したため、異例だが速やかに通知を出した、と厚労省に確認しています。

保育所の面積基準緩和は、「地域の自主性を重んじる」との趣旨で規定されたものと認識しています。ですから、その地域に住む方々が、待機児童解消の手法として「基準の切り下げ」を実施することを望むのであれば、それでよいと思います。しかし、私はわが子の事故について調べるなかで、詰め込み保育は危険であると実感しています。こうした危険性を認識したうえで、基準の切り下げを実施するか否かを判断して頂きたいのです。

わが子は死亡に至ったのですが、これは最悪のケースであり、死亡に至らないまでも子どもの成長に悪影響を及ぼすことが考えられます。狭い部屋で自由な活動ができずにストレスを感じ、嘔みつきが増えることはその一例です。わが子も、園児が急増した頃から突然夜泣きが始まり、精神的に不安定になっていたことがうかがわれました。保育所に相談したところ「とくに環境の変化はない」と説明されましたが、実際には国基準に反する園児の詰め込みが行われており、事故が発生しました。最低基準が正しく機能していれば…と、悔やまれてなりません。

働く母親たちは「保育所に預けるなんて、子どもがかわいそう」と言われ、苦しんでいます。それでも、保育所で子どもたちが元気に育ちあう姿を知っているから、こうした批判に耐えて働くことができるのです。ある自治体の首長さんが、基準の切り下げに関して「保育所に子どもを預けられずに困っているお母さんを救いたい」との趣旨で答弁されているのを拝見しました。しかし、保育所が子どもの健全な発達を保障できないのならば、親は安心して働くことなどできません。現に子どもを預けられずに困っている親も、子どもを安心して預けられる場所を探しているのです。基準の切り下げはこれに逆行しており、働く親たちを救うことにならないと私は考えます。

待機児童を解消する手段は、基準の切り下げのほかにも考えられると思います。それを住民の意見や地域の実情を十分に把握したうえで検討し、実施するのが、本当の意味での「地域の自主性」ではないでしょうか。各自治体において、安易に基準を切り下げるのではなく、住民の意見を聞き、地域の実情を十分に把握し、地域ごとに創造性を発揮したより良い施策によって待機児童解消がなされることを願います。

平成24年4月 栗並えみ

(事故の詳細、報道等はブログにて公開しています→ <http://hiroyasmile.blog.fc2.com/>)